

平成26年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事録

日 時	平成27年3月18日(水) 15:15~16:20
会 場	芦屋市役所北館2階第3会議室
出席者	委員長 長田 貴 委員 竹田 千里 船橋 久郎 西村 京 神田 信治 和田 周郎 松矢 欣哲 内山 忠一 加納 多恵子 安宅 桂子 寺本 慎児 欠席委員 長澤 豊 事務局 福祉部介護保険課 奥村 享央 廣瀬 香 岡本 将太 高齢福祉課 木野 隆 高橋 和稔 福祉部地域福祉課 長岡 良徳 細井 洋海
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

1 議事

- (1) 外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和について（報告）
- (2) 介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル等の制度改正について
- (3) 今年度実地指導を行った事業所について（報告）
- (4) 今年度指定更新を行った事業所について（報告）

2 資料

- ・平成26年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事次第
- ・介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアルの改正の概要について
- ・平成26年度実地指導結果について
- ・地域密着型サービス事業者更新時期一覧

3 開会

4 議事

- (1) 外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和について（報告）

(長田委員長)

議事1の「外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和について（報告）」事務局よりお願いします。

(事務局：岡本)

事務局より「外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和について（報告）」について説明

(長田委員長)

ありがとうございました。何かご意見はありますか。

(松矢委員)

地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）の実施取扱要領の3

(4) 前年度に開催された運営推進会議に、芦屋市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していることとしているが、職員とはどのような職種の方ですか。

(事務局：岡本)

芦屋市は、地域密着型サービス事業者担当の事務職員であり、地域包括支援センターは3職種の職員です。

(長田委員長)

外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和の5つの要件は必要と思います。以前、私自身兵庫県内の事業所の運営推進会議に出席していたことがあり、事業所が外部評価を受審したと報告はしていたが、評価結果から今後どのように改善していくかの話がありませんでした。そういった部分が重要であり、受審頻度緩和の5つの要件の中に含まれていると考えて良いですか。

(事務局：岡本)

はい。

## (2) 介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル等の制度改正について

(長田委員長)

議事(2)の「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル等の制度改正について」について事務局よりお願いします。

(事務局：岡本)

事務局より「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル等の制度改正について」について説明

(長田委員長)

ありがとうございました。介護支援専門員等意見書について、特例入所の対象である要介護1、2の方が入所申込みの際に必要な添付書類ということですか。

(事務局：廣瀬)

介護支援専門員等意見書について、神戸市では以前から、入所申込みの際に必要な添付書類と定めておりました。今回の改正により芦屋市については、介護支援専門員等意見書が特例入所の対象である要介護1、2の方だけではなく、要介護3、4、5の全ての方が必要な書類となっております。また、要介護1、2の方で施設が特例入所に該当するか判断出来ない場合は、芦屋市に意見を求めることとなっております。評価点数が高く、施設が特例入所に該当すると判断できる場合は、芦屋市への意見照会を経ずに責任を持って対応して頂くこととなります。

(長田委員長)

施設が特例入所に該当すると判断し入所させた場合に、その方たちは、継続的に入所し続けることになるのですか。

(事務局：廣瀬)

以前から長田委員長の言われるとおり、特別養護老人ホームであっても、自立支援を目指して、在宅復帰を目標に支援していくことが大事と考えます。

(長田委員長)

入所者によって、在宅での生活が困難で施設入所によって生活を維持されている方もいると考えますが、入所者を施設職員が適切にアセスメントして、在宅（地域）へ復帰できるか判断することが重要と考えます。そういったアセスメントを行わないことは地域包括ケアに反するため、適切にアセスメントして頂きたいと思います。

(事務局：廣瀬)

現状においても、在宅に戻ることが出来るか、施設と居宅介護支援事業所のケアマネ

ジャー等と協議をしており、今後もそういった在宅復帰についてのアセスメントを行うことは重要と考えます。要支援に認定された場合は以前と同様に退所しなければなりません。要介護1、2に認定されたため退所しなければならないという意味ではなく、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、入所を継続できます。そういった方へのアセスメントを施設として行わなければならないです。

(長田委員長)

介護支援専門員等意見書について、施設に入所できるように重度に意見を記載するようであれば、介護保険制度の自立支援と逆行しているため、明確なアセスメントを基に意見書を作成して頂きたいと考えます。

(事務局：廣瀬)

居宅介護支援事業所については、平成30年に市町村への指定権限移譲が行われる予定であり、現状においてもケアマネジャー友の会等と協働して研修会を開催し指導しており、今後も継続して行っています。

(神田委員)

特例入所の要件である認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準におけるⅡbランク以上の者とは、どのように判断するのですか。

(事務局：岡本)

入所申込みの際に、認定調査票（基本調査）の写しが必要であり、基本的にはそちらで判断して頂くことになると思います。また、認定調査票には限定されていないため、主治医の意見書や診断書等でⅡbランク以上と施設が判断できる場合には、特例入所の要件に該当すると考えます。

(神田委員)

認定調査票と主治医の意見書の認知症高齢者の日常生活自立度に差がある場合は、どちらの資料を重視することになりますか。

(事務局：岡本)

基本的には、添付書類の認定調査票（基本調査）の写しを参考にして頂いているが、両方の資料がある場合には、施設が総合的にⅡbランク以上か判断して頂くこととなります。

(松矢委員)

Ⅱbランク以上と判断する際に、介護支援専門員等意見書によって判断することも可能でしょうか。

(事務局：岡本)

介護支援専門員等意見書の中に、認知症高齢者の日常生活自立度を記載する項目はありませんが、認知症の周辺症状や、特例入所の該当理由である認知症である者とチェックする項目があるため、施設が判断する際に参考資料として取り扱うことも可能と考えます。

(竹田委員)

Ⅱbランクについても範囲があるため、地域で生活していくことが難しく施設入所によって生活を支える必要がある方が、特例入所に該当すると考えて良いですか。

(長田委員長)

認知症の中核症状や周辺症状等を総合的に判断することになると考えます。

(安宅委員)

Ⅱbランクとは具体的にどの程度の症状でしょうか。

(事務局：岡本)

認定調査員テキストにも定められており、Ⅱa ランクから厚生労働省において認知症高齢者とされております。Ⅱa ランクは外出後、自宅に戻ることが出来ないなど家庭外で日常生活に支障を来すような症状が見られることであり、Ⅱb ランクは家庭内でそういった日常生活に支障を来すような症状が見られる方です。

(3) 今年度実地指導を行った事業所について (報告)

(長田委員長)

議事(3)の「今年度実地指導を行った事業所について(報告)」について事務局よりお願いします。

(事務局：岡本)

事務局より「今年度実地指導を行った事業所について(報告)」について説明

(長田委員長)

ありがとうございました。地域密着型特定施設のベットレンタル代を自費で請求されていたことについて指摘していることは理解できるのですが、車椅子が必要な利用者に対して施設が備え付け等の車椅子を提供して対応するのか、本人等がご自身で用意して利用されるのですか。

(事務局：岡本)

車椅子は、施設が準備すべき福祉用具と考えております。実地指導では、そういった点も確認しましたが、自費で車椅子レンタル代を請求している施設は見受けられませんでした。また、個別性の高い車椅子等については、本人負担として利用されることは想定できると考えます。

(内山委員)

小規模多機能型居宅介護事業所の実施件数3か所で、指摘件数2件となっておりますが、1か所の事業所が集中して指摘されているようなことはあるのですか。集中して指摘されている事業所があれば、不適切な事業所と考えます。

(事務局：岡本)

この指摘件数はあくまで文書で指摘をさせて頂いた内容になっております。文書指摘以外に、軽微な点については口頭指摘を行っており、件数は16件で、1か所の事業所が集中してということではなく、比較的全事業所に指摘しております。

(長田委員長)

特定の事業所において、短い期間で実地指導を行わなければならない事業所はあるのですか。

(事務局：岡本)

既存の事業所は2年に1度実地指導を行っていますが、新しく指定した事業所である陽光苑と芦屋アラベラの家については、指定から1年以内に実地指導を行いました。

(長田委員長)

指摘について、施設サービス計画を本人またはその家族に説明を行っていないのですか。

(事務局：廣瀬)

施設は家族等に説明を行っていたのですが、同意欄の所に署名がありませんでした。口頭での同意はあったと考えますが、市としては記録がなければ同意を得ていないということになりますので、指摘させて頂きました。

(4) 今年度指定更新を行った事業所について（報告）

(長田委員長)

議事(4)の「今年度指定更新を行った事業所について(報告)」について事務局よりお願いします。

(事務局：岡本)

事務局より「今年度指定更新を行った事業所について(報告)」について説明

(長田委員長)

芦屋市内に、若年性認知症に特化した事業所を指定予定としていますか。

(事務局：廣瀬)

若年性認知症に特化した事業所の指定予定はないです。

(安宅委員)

アクティブライフ芦屋で、比較的身体機能が自立されている利用者を拝見したことがあります。その利用者に対して、体の大きい介護職員が付き添ってケアを行い、特別に卓球台を購入して対応しておりました。

(長田委員長)

そういった個別ケアを行っていくことは大事だと考えます。他にご意見がなければ、次第の3の「その他」について事務局よりお願いします。

(事務局：廣瀬)

事務局より「その他介護保険制度改正等」について説明

(長田委員長)

ありがとうございます。議事やその他の連絡事項は終わりましたが、次回開催について、事務局からお願いします。

(事務局：奥村)

次回開催内容については、現在建設中の事業所の報告を予定しており、6月頃を予定しています。

(長田委員長)

本日の会議は閉会いたします。

以 上